

佐世保市地域包括支援センター業務評価実施マニュアル

1. 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域に暮らす高齢者の相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に、高齢者が住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるよう支援することを目的としている。そのために、介護保険のみならず、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域支え合い活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけ、各関係機関との連携を進めることを目指しており、本市はセンターの業務を社会福祉法人等に委託している。

この委託業務である包括的支援事業が、センターの設置の目的及び本市が制定した、佐世保市地域包括支援センター運営方針・佐世保市包括的支援事業等実施要綱等に基づき適正に運営されているか、課題はないか等、定期的に見直すことでセンターの質を確保することを目的として、センターの業務評価を実施するものとする。

2. 実施方法

業務評価は、センターが地域包括支援センター業務評価表（様式1）に基づき、自己評価を行う。自己評価終了後、長寿社会課の担当職員は、センター職員への聞き取りや、各種書類の確認等により評価する。長寿社会課による評価の際に、必要に応じてセンターの現地確認を行う。

評価項目は、センターが担う「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」及び「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」、の4事業に関わる項目に加え、「一般介護予防事業」、設置・運営体制といった「業務全体」の6項目とする。

3. 評価時期

センター業務評価は、地域包括支援センター業務評価フロー（別紙1）に基づき年度1回実施する。評価時期は、4月とし、評価対象期間は前年度分とする。ただし、**受託期間最終年度については、12月とし、評価対象期間は当該年度の4月から11月分とする。**

4. 評価結果

業務評価終了後、長寿社会課は、委託法人に対し地域包括支援センター業務評価通知及び地域包括支援センター業務評価結果（様式2-1，2-2）を送付する。

評価の実施により、課題等を把握した場合、長寿社会課は、委託法人に対しセンターの指導を行うことができる。指導を受けた場合、委託法人は、長寿社会課へ書面によりセンターの改善結果を報告する（様式2-3）。

5. 地域包括支援センター運営協議会への報告

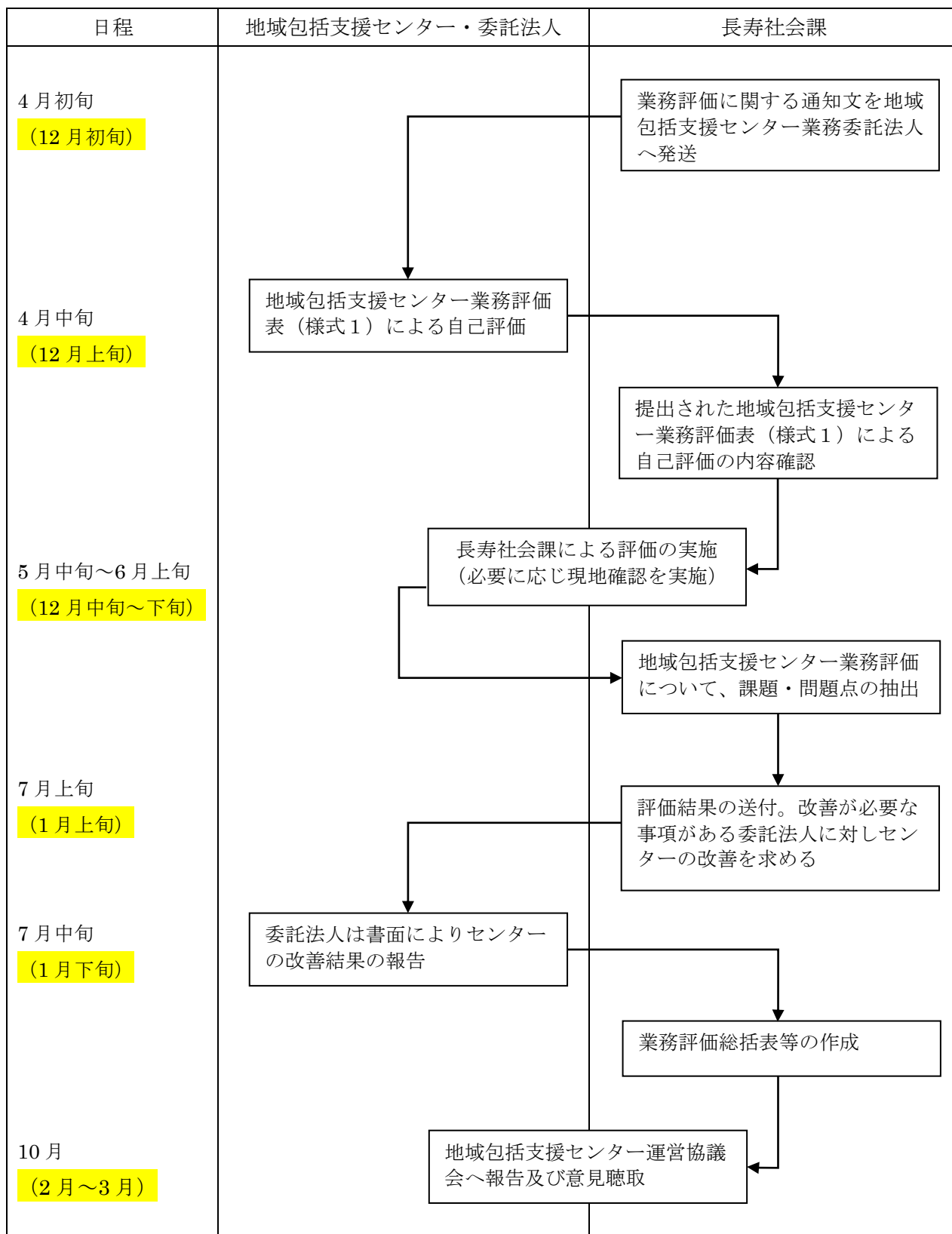
長寿社会課は、評価結果を佐世保市地域包括支援センター運営協議会へ報告し、意見等を聴取する。

6. 公表

評価結果については、地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、必要に応じ公表することができる。

(別紙1)

佐世保市地域包括支援センター業務評価実施フロー



※日程欄（ ）内は、受託期間最終年度

佐世保市地域包括支援センター業務評価実施マニュアル（案）

1. 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域に暮らす高齢者の相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に、高齢者が住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるよう支援することを目的としている。そのために、介護保険のみならず、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域支え合い活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけ、各関係機関との連携を進めることを目指しており、本市はセンターの業務を社会福祉法人等に委託している。

この委託業務である包括的支援事業が、センターの設置の目的及び本市が制定した、佐世保市地域包括支援センター運営方針・佐世保市包括的支援事業等実施要綱等に基づき適正に運営されているか、課題はないか等、定期的に見直すことでセンターの質を確保することを目的として、センターの業務評価を実施するものとする。

2. 実施方法

業務評価は、センターが地域包括支援センター業務評価表（様式1）に基づき、自己評価を行う。自己評価終了後、長寿社会課の担当職員は、センター職員への聞き取りや、各種書類の確認等により評価する。長寿社会課による評価の際に、必要に応じてセンターの現地確認を行う。

評価項目は、センターが担う「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」及び「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」、の4事業に関わる項目に加え、「一般介護予防事業」、設置・運営体制といった「業務全体」の6項目とする。

3. 評価時期

センター業務評価は、地域包括支援センター業務評価フロー（別紙1）に基づき年度1回実施する。評価時期は、4月とし、評価対象期間は前年度分とする。ただし、**受託法人が変更となった際の評価時期については、別途、協議の上決定する。**

4. 評価結果

業務評価終了後、長寿社会課は、委託法人に対し地域包括支援センター業務評価通知及び地域包括支援センター業務評価結果（様式2-1，2-2）を送付する。

評価の実施により、課題等を把握した場合、長寿社会課は、委託法人に対しセンターの指導を行うことができる。指導を受けた場合、委託法人は、長寿社会課へ書面によりセンターの改善結果を報告する（様式2-3）。

5. 地域包括支援センター運営協議会への報告

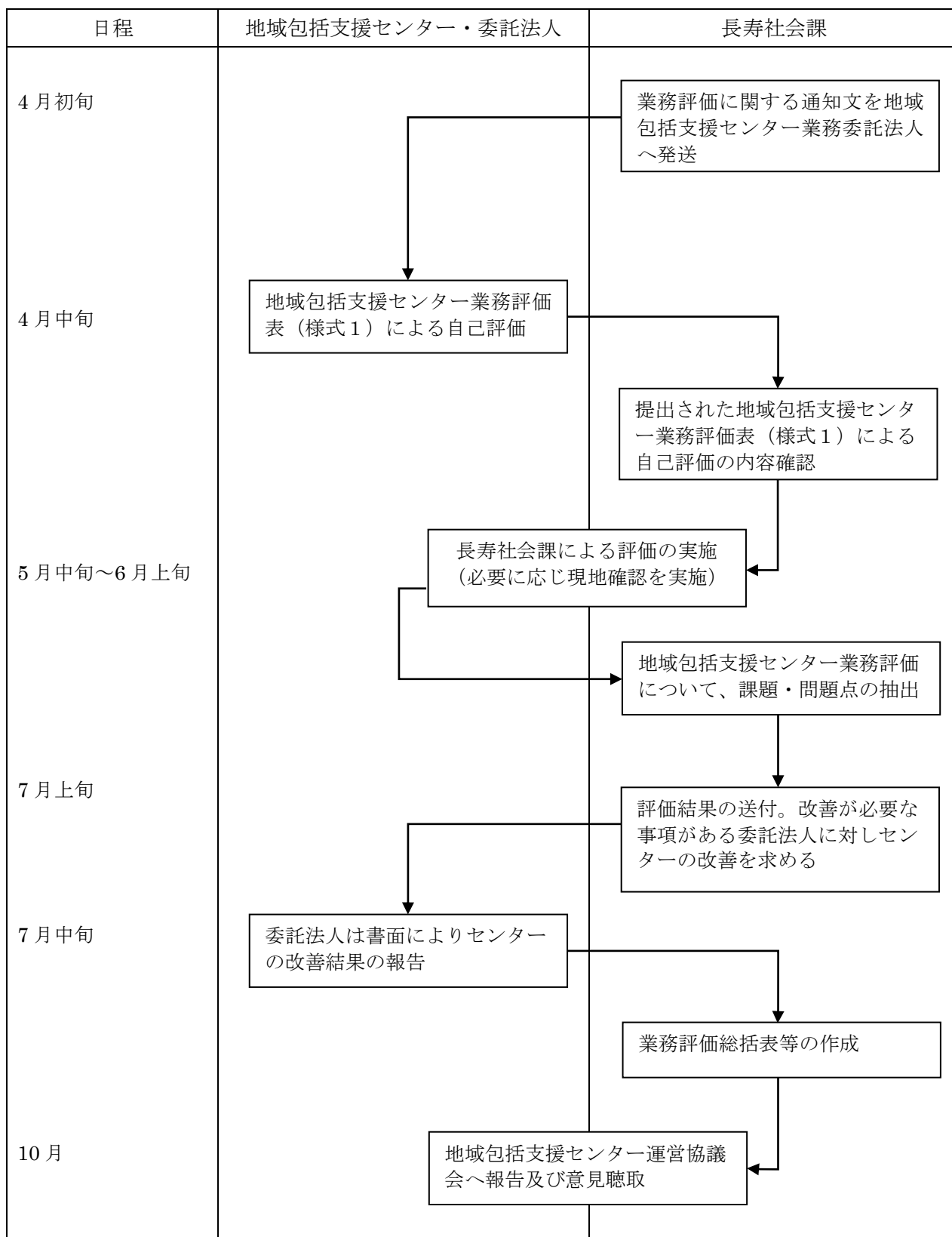
長寿社会課は、評価結果を佐世保市地域包括支援センター運営協議会へ報告し、意見等を聴取する。

6. 公表

評価結果については、地域包括支援センター運営協議会の承認を得て、必要に応じ公表することができる。

(別紙 1)

佐世保市地域包括支援センター業務評価実施フロー



佐世保市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 佐世保市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るために、佐世保市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) その他センターの公正・中立性を確保し、適切かつ円滑な運営を図るために必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス等に関する事業者及び関係団体の代表
- (2) 介護サービス等の利用者及び介護保険の被保険者の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、当該委員が役員等を務める団体に関する議事である場合等、特別の利害関係のある議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。
- 5 前項の規定により、会長が議事に参与できない場合は、副会長がその職務を代理し会議の議長となり、

会長及び副会長がともに議事に参与できない場合は、出席委員のうちから互選された委員が会長の職務を代理し会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

佐世保市地域密着型サービス等の運営に関する委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき佐世保市内で実施される地域密着型サービス及びその他の介護サービス（以下「サービス等」という。）の運営に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置することにより、佐世保市内におけるサービス等の適正な運用を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる場合に協議を行い、市長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 佐世保市（以下「市」という。）が地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）若しくは介護予防支援の事業者の指定を行い、又は行わないこととするとき。
- (2) 市がサービス等の指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき。
- (3) サービス等の質の確保、運営評価その他市長がサービス等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断したとき。
- (4) 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）の規定に基づく福祉施設であって、サービス等に付随する施設の設備等に係る基準を設定しようとするとき。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者（1号及び2号）、サービス等の利用者（その家族を含む。）
- (2) サービス等の事業者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の 決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部指導監査課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。